



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年4月1日金曜日 第1646号

◇ 目 次 ◇ 告 示

特約業者の指定の取消し.....	387
字の名称の変更（伊予市）.....	387
伊予市、伊方町及び伊予郡の人口.....	387
一部事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び一部組合の規約の変更の許可（2件）.....	388
救急病院の協力申出.....	388
医薬品販売業の認定に関する規程の一部改正.....	388
指定居宅支援事業者の指定（3件）.....	388
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	389
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....	389
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	389
市営土地改良事業の施行の同意（2件）.....	389
家畜人工授精師の免許証の交付.....	390
森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱の一部改正.....	390
漁港の指定の内容の変更（2件）.....	390
愛媛県普通河川管理条例に基づく認定河川の廃止（2件）.....	391
国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域の設定の一部改正.....	391
道路の区域変更（県道久谷森松停車場線）.....	392
道路の区域変更（県道伊予川内線）.....	392
道路の区域変更（一般国道441号）.....	392
道路の供用開始（県道鳥井喜木津線）.....	392
道路の区域変更（県道後柿之浦線）.....	393
道路の区域変更（県道網代鳥越線）.....	393
道路の供用開始（ " ）.....	393
道路の供用開始（県道鳥井喜木津線）.....	393
過疎地域自立促進特別措置法による工事の完了.....	394
開発行為に関する工事の完了.....	394
愛媛県土地利用基本計画の変更の要旨の公表.....	394
特定計量器の定期検査の実施.....	394

教育委員会規則

愛媛県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則.....	395
愛媛県社会教育主事派遣規則を廃止する規則.....	397
埋蔵文化財の取扱いに関する規則の一部を改正する規則.....	398

教育委員会告示

愛媛県情報公開条例第33条第1項の規定による教育委員会が定める法人の指定の一部改正.....	398
愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正.....	398

公安委員会規則

愛媛県警察行政不服審査手続に関する規則等の一部を改正する規則.....	398
-------------------------------------	-----

選挙管理委員会

不在者投票のできる施設の名称の変更.....	398
------------------------	-----

雑 報

愛媛海区漁業調整委員会指示.....	399
--------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第764号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
新居浜シェル石油株式会社 代表取締役 佐々木章文	新居浜市中須賀町二丁目10番18号	平成17年3月22日

○愛媛県告示第765号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、伊予市長職務執行者から次のとおり字の名称を変更する旨の届出があった。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

変 更 前	変 更 後
大字中山	中山町中山
大字出淵	中山町出淵
大字栗田	中山町栗田
大字佐礼谷	中山町佐礼谷
大字高野川	双海町高野川
大字上灘	双海町上灘
大字高岸	双海町高岸
大字大久保	双海町大久保
大字串	双海町串

○愛媛県告示第766号

伊予市、伊予郡中山町及び同郡双海町を廃し、その区域をもって伊予市を設置し、西宇和郡伊方町、同郡瀬戸町及び同郡三崎町を廃し、その区域をもって同郡伊方町を設置した後の伊予市、伊方町及び伊予郡の人口は、次のとおりである。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

伊予市 40,505人
伊方町 13,536人
伊予郡 52,352人

○愛媛県告示第767号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり伊予地区ごみ処理施設管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更を許可した。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

1 減少等の内容

(1) 減少内容

組合を組織する地方公共団体のうち、伊予市及び双海町が中山町と合併し伊予市となることに伴い、平成17年4月1日から組合を伊予市及び松前町が組織する一部事務組合とするため、組合を組織する地方公共団体の数を減少させる。

(2) 変更事項

組合を組織する地方公共団体から双海町を削るとともに、組合の議会の議員の定数を減少させるなど、所要の変更を行う。

2 減少等の年月日

平成17年4月1日

3 減少等の許可年月日

平成17年3月18日

○愛媛県告示第768号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり伊予消防等事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更を許可した。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

1 減少等の内容

(1) 減少内容

○愛媛県告示第771号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指定年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
38000300177116	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	樋口公一	児童居宅介護	株式会社コムスン八幡浜中央ケアセンター	八幡浜市1569-14	平成17年4月1日

組合を組織する地方公共団体のうち、伊予市、中山町及び双海町が合併し伊予市となることに伴い、平成17年4月1日から組合を伊予市及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合を組織する地方公共団体の数を減少させる。

(2) 変更事項

組合を組織する地方公共団体から中山町及び双海町を削るとともに、組合の議会の議員の定数を減少させるなど、所要の変更を行う。

2 減少等の年月日

平成17年4月1日

3 減少等の許可年月日

平成17年3月23日

○愛媛県告示第769号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

名称	所在地	開設者名	認定の有効期限
藤石病院	東温市志津川水木1843番地1	医療法人こまくさ会	平成20年3月28日まで

○愛媛県告示第770号

医薬品販売業の認定に関する規程（昭和36年10月愛媛県告示第846号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

第2条第3号中「大学入学資格検定期程（昭和26年文部省令第13号）第1条の大学入学資格検定（以下「大学入学資格検定」を「高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定期程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定を含む。以下「高等学校卒業程度認定試験等」に改める。

第4条第2項第1号中「大学入学資格検定」を「高等学校卒業程度認定試験等」に改める。

○愛媛県告示第772号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 年 月 定 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100189113	株式会社コムスン	東京都港区六本木六 丁目10番1号	樋口公一	身体障害者居 宅介護	株式会社コムスン八 幡浜中央ケアセンタ ー	八幡浜市1569-14	平成17年 4月1日

○愛媛県告示第773号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 年 月 定 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200216113	株式会社コムスン	東京都港区六本木六 丁目10番1号	樋口公一	知的障害者居 宅介護	株式会社コムスン八 幡浜中央ケアセンタ ー	八幡浜市1569-14	平成17年 4月1日

○愛媛県告示第774号

西予市宇和町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上松葉地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上松葉地区）計画書の写し
 - 西予市宇和町土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
平成17年4月4日から5月2日まで
- 縦覧場所
西予市役所

○愛媛県告示第775号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、松山市平井町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・明神鼻地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成17年4月4日から5月2日まで
- 縦覧場所
松山市役所

○愛媛県告示第776号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、北宇和郡鬼北町奈良、延川、出目、興野々及び上鍵山地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ほ場整備事業・鬼北地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成17年4月4日から5月2日まで
- 縦覧場所
鬼北町役場

○愛媛県告示第777号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・スガタ地区）の施行に平成17年3月18日同意した。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第778号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・篠浜地区）の施行に平成17年3月18日同意した。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第779号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第18条及び第32条の規定により、家畜人工授精師の免許証を次のとおり交付した。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

免許番号	免許年月日	家畜の種類	免許資格	本籍地	現住所	氏名
第1784号	平成17年4月1日	牛	家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植の業務	愛媛県	西予市野村町野村2号243番地	城戸英 昭和53年6月15日

○愛媛県告示第780号

森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成15年5月愛媛県告示第1250号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

第2条第1号の表2の項第1号中「（昭和26年法律第249号）」の下に「第187条第3項の林業普及指導員資格試験に合格したこと若しくは同項の資格を有すること又は森林法の一部を改正する法律（平成16年法律第20号）による改正前の森林法」を加え、「又は同項の資格を有すること」を削る。

○愛媛県告示第781号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定に基づき、漁港の指定の内容を次のように変更する。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

名称	種類	所在地	区 域	
			水 域	陸 域
上灘	第2種漁港	(変更後) 伊予市	(変更後) 伊予市双海町上灘字外堀甲5692番4地先に設置された標柱(イ点)から293度95メートルの地点(口点)に引いた線(イ線)、口点から339度345メートルの地点(八点)に引いた線、同市双海町上灘字大堀甲5960番2地先に設置された標柱(二点)から349度100メートルの地点(ホ点)に引いた線(口線)、ホ点から338度250メートルの地点(へ点)に引いた線、八点からへ点に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに上灘川清流橋から下流の河川水面	(変更後) 水域の欄に規定するイ線、同欄に規定するイ点から113度48メートルの地点(ト点)に引いた線、同欄に規定する二点から170度48メートルの地点(チ点)に引いた線、ト点から市道町二瀬線及び市道瀬町小網線の道路海岸線に沿いチ点に至る線及び水際線により囲まれた地域
		(変更前) 伊予郡双海町	(変更前) 双海町大字上灘字外堀甲5692番4地先に設置された標柱(イ点)から293度95メートルの地点(口点)に引いた線(イ線)	(変更前) 水域の欄に規定するイ線、同欄に規定するイ点から113度48メートルの地点(ト点)に引いた線、

			(変更後) 伊予市双海町串字濱甲48番10地先に設置された標柱(イ点)から348度31分44秒から405メートルの地点(口点)に引いた線(イ線)、口点から251度6分45秒851.25メートルの地点(八点)に引いた線、八点から162度30分302メートルの地点(二点)に引いた線、二点から144度61メートルの地点(ホ点)に引いた線(口線)及び陸岸により囲まれた海面	同欄に規定する二点から170度48メートルの地点(チ点)に引いた線、ト点から町道町二瀬線及び町道瀬町小網線の道路海岸線に沿いチ点に至る線及び水際線により囲まれた地域
豊田	第2種漁港	(変更後) 伊予市	(変更後) 伊予市双海町串字濱甲48番10地先に設置された標柱(イ点)から348度31分44秒から405メートルの地点(口点)に引いた線(イ線)、口点から251度6分45秒851.25メートルの地点(八点)に引いた線、八点から162度30分302メートルの地点(二点)に引いた線、二点から144度61メートルの地点(ホ点)に引いた線(口線)及び陸岸により囲まれた海面	水域の欄に規定するイ線、同欄に規定するイ点から172度34メートルの地点(へ点)に引いた線、へ点から257度298メートルの地点(ト点)に引いた線、ト点から349度30分25メートルの地点(チ点)に引いた線、チ点から261度30分8メートルの地点(リ点)に引いた線、リ点から163度30分26メートルの地点(又点)に引いた線、又点から256度465メートルの地点(ル点)に引いた線、同欄に規定するホ点からル点に引いた線及び水際線により囲まれた地域
		(変更前) 伊予郡双海町	(変更前) 双海町大字串字濱甲48番10地先に設置された標柱(イ点)から348度31分44秒405メートルの地点(口点)に引いた線(イ線)、口点から251度6分45秒851.25メートルの地点(八点)に引いた線、八点から162度30分302メートルの地点(二点)に引いた線、二点から144度61メートルの地点(ホ点)に引いた線(口線)及び陸岸により囲まれた海面	

○愛媛県告示第782号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定に基づき、漁港の指定の内容を次のように変更する。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

名称	種類	所在地	区 域	
			水 域	陸 域
豊の浦	第2種漁港	(変更後) 西宇和郡伊方町	(変更後) 伊方町豊の浦字畑尻664番東端から同町豊の浦字浦の浜168番南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	水域内の水際線から幅50メートル以内の地域
		(変更前) 西宇和郡伊方村大字豊の浦	(変更前) 伊方村大字豊の浦字畑尻664番地東端から大字豊の浦字浦の浜168番地南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	

○愛媛県告示第783号

愛媛県普通河川管理条例(昭和32年愛媛県条例第29号)第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

河川名	区 域
支流 富岡川	右岸 双海町大字大久保字川ノ向ヒ乙441番3地先から同町大字大久保字トミヲカ甲562番1地先まで 左岸 双海町大字大久保字クニキヤマ乙428番1地先から同町大字大久保字トミヲカ甲555番1地先まで
支流 富岡川	右岸 双海町大字大久保字ツガヤブ乙422番地先から同町大字大久保字トミヲカ甲507番1地先まで 左岸 双海町大字大久保字ツガヤブ乙419番2地先から同町大字大久保字トミヲカ甲504番地先まで
支流 富岡川	右岸 双海町大字大久保字ヘダ乙390番1地先から同町大字大久保字インノソ乙453番1地先まで 左岸 双海町大字大久保字ゴボンジ乙391番地先から同町大字大久保字トミヲカ甲421番1地先まで

○愛媛県告示第784号

愛媛県普通河川管理条例(昭和32年愛媛県条例第29号)第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

河川名	区 域
支流 谷平川	右岸 西予市三瓶町蔵貫3371番地先から同市三瓶町蔵貫3361番3地先まで 左岸 西予市三瓶町蔵貫3667番1地先から同市三瓶町蔵貫3720番地先まで
支流 白石川	右岸 西予市三瓶町蔵貫2974番1地先から同市三瓶町蔵貫2526番地先まで 左岸 西予市三瓶町蔵貫3149番地先から同市三瓶町蔵貫3185番5地先まで

支流 野木川	右岸 西予市三瓶町蔵貫1480番地先から同市三瓶町蔵貫1450番地先まで 左岸 西予市三瓶町蔵貫1719番1地先から同市三瓶町蔵貫1726番地先まで
支流 梶ヶ平川	右岸 西予市三瓶町蔵貫2025番地先から同市三瓶町蔵貫2008番地先まで 左岸 西予市三瓶町蔵貫2172番地先から同市三瓶町蔵貫2176番1地先まで
支流 トウドウ川	右岸 西予市三瓶町皆江732番地先から同市三瓶町皆江870番4地先まで 左岸 西予市三瓶町皆江727番地先から同市三瓶町皆江417番1地先まで
支流 セバヒラ川	右岸 西予市三瓶町皆江1566番2地先から同市三瓶町皆江929番1地先まで 左岸 西予市三瓶町皆江935番1地先から同市三瓶町皆江930番地先まで
幹流 脇川	右岸 西予市三瓶町皆江2334番2地先から同市三瓶町皆江2771番2地先まで 左岸 西予市三瓶町皆江2338番2地先から同市三瓶町皆江2772番1地先まで
幹流 国王川	右岸 西予市三瓶町皆江2702番地先から同市三瓶町皆江2746番4地先まで 左岸 西予市三瓶町皆江2644番地先から同市三瓶町皆江2598番3地先まで
幹流 中之浦川	右岸 西予市三瓶町下泊1064番地先から同市三瓶町下泊690番5地先まで 左岸 西予市三瓶町下泊1099番地先から同市三瓶町下泊2707番地先まで
支流 宮久保川	右岸 西予市三瓶町下泊905番3地先から同市三瓶町下泊936番地先まで 左岸 西予市三瓶町下泊1514番2地先から同市三瓶町下泊823番3地先まで
幹流 神子浦川	右岸 西予市三瓶町下泊345番地先から同市三瓶町下泊152番1地先まで 左岸 西予市三瓶町下泊340番2地先から同市三瓶町下泊291番2地先まで
幹流 木浦松川	右岸 西予市三瓶町下泊2161番2地先から同市三瓶町下泊2124番地先まで 左岸 西予市三瓶町下泊2162番地先から同市三瓶町下泊2180番1地先まで
支流 大野川	右岸 西予市三瓶町下泊1493番1地先から同市三瓶町下泊987番地先まで 左岸 西予市三瓶町下泊971番地先から同市三瓶町下泊937番1地先まで

○愛媛県告示第785号

国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域の設定(平成16年10月愛媛県告示第2206号)の一部を次のように改正する。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

表三島川之江港大江地区の項を次のように改める。

三島川之江 港大江地区	新大江2号岸壁前面泊地	別図2に示す区域
----------------	-------------	----------

別図2を次のように改める。

(「次のように」は、省略し、改正後の別図2は、愛媛県庁、四国中央土木事務所及び四国中央市役所に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第786号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	久谷森松停車場線	松山市浄瑠璃町甲431番1から 同町甲997番3まで	旧	メートル 34~22.3	キロメートル 0.212	
			新	14.6~22.3	0.212	
"	"	松山市浄瑠璃町甲513番3から 同町甲911番1まで	旧	3.9~13.8	0.246	
			新	7.2~22.0	0.246	

○愛媛県告示第787号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	伊予川内線	伊予郡砥部町高尾田717番1から 同町高尾田686番2まで	旧	メートル 9.7~16.0	キロメートル 0.075	
			新	9.7~19.2	0.075	
"	"	伊予郡砥部町高尾田565番から 同町高尾田561番まで	旧	10.0	0.050	
			新	13.0	0.050	

○愛媛県告示第788号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	441号	大洲市北只404番5から 同437番5まで	旧	メートル 12.7~14.7	キロメートル 0.108	
			新	16.8~26.6	0.180	

○愛媛県告示第789号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町二見字大成乙52番4から 同字乙47番3まで	平成17年4月1日

○愛媛県告示第790号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	後柿之浦線	北宇和郡津島町広浦398番地先から 同町成字船越474番9まで	旧	メートル 4 2～28 0	キロメートル 0 957	
			新	4 2～28 0 6 2～63 4	0 957 0 800	

○愛媛県告示第791号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	網代鳥越線	南宇和郡愛南町油袋118番2から 同町油袋385番2まで	旧	メートル 5 8～12 0	キロメートル 0 096	
			新	9 0～29 0	0 091	

○愛媛県告示第792号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	網代鳥越線	南宇和郡愛南町油袋118番2から 同町油袋385番2まで	平成17年4月1日

○愛媛県告示第793号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡三崎町明神440番5	平成17年4月1日
"	"	西宇和郡三崎町明神444番2から 同町明神446番2まで	"
"	"	西宇和郡三崎町明神433番2から 同町明神431番3まで	"

○愛媛県告示第794号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により、愛媛県において実施中の基幹道路の改築工事を次のとおり完了する。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

Table with 6 columns: 道路の管理者, 道路の種類, 路線名, 工事区間, 工事の種類, 工事の完了の日. Content: 今治市, 市道, 高田西山線, 今治市菊間町西山130番から同町西山266番まで, 改築, 平成17年3月29日

○愛媛県告示第795号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

Table with 3 columns: 検査済証の番号及び交付年月日, 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称, 開発許可を受けた者の住所及び氏名. Content: 16松局伊土検（開）第58号, 伊予市下三谷字下り948番2, 伊予市上三谷甲493番地1, 高田一男, 高田美奈

○愛媛県告示第796号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定に基づき、昭和56年4月21日改定した愛媛県土地利用基本計画の一部を次のように変更した。

変更後の土地利用基本計画図は、愛媛県庁、各市役所及び各町役場において一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

別添土地利用基本計画図の一部を次のように改める。

（図面省略）

○愛媛県告示第797号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、伊予郡砥部町、四国中央市、上浮穴郡久万高原町、伊予郡松前町、伊予市、東温市、西条市及び越智郡上島町の特定計量器の定期検査を次のように実施する。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に規定する特定計量器の検査は、平成17年5月9日から11月30日までの間において実施する。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

Table with 4 columns: 検査日時, 検査場所, 検査区域, 対象となる特定計量器. Content: 平成17年5月9日, 砥部町中央公民館, 砥部町, 非自動はかり（計量法施行令第5条第1号又は第2号に掲げるもの及び同政令附則別表第2に掲げるものを除く。）分銅, 定量おもり, 定量増おもり

Table with 4 columns: 日, 時間, 場所, 市町村. Content: 18日, 19日, 20日, 23日, 24日, 25日, 26日, 6月1日, 1日, 2日, 3日, 6日, 7日, 8日, 9日, 10日, 13日, 17日, 20日, 21日, 21日. Locations include 四国中央市民会館, 新宮公民館, 四国中央市川之江総合支所, 四国中央市民会館川之江支所, 金田公民館, 上分公民館, 土居文化会館, 松山市農協父二峰支所, 下畑野川公民館, 直瀬住民センター, 久万高原町役場, 久万高原町役場面河支所, 美川村農村環境改善センター, こかげ, 松前町東公民館, 松前町北公民館, 松前町西公民館, 松前町役場, 中山農産物選果場, ふたみ基幹集落センター, 下灘コミュニティセンター, 大平地区公民館.

" 22日	午前10時から 午前11時30分まで	上野地区公民館	東温市	" 12日	午前10時30分から 午後3時まで	西条市小松総合支所	西条市
" 22日	午後1時から 午後3時まで	中村地区公民館		" 13日	午前10時30分から 正午まで	中川公民館	
" 23日	午前10時から 午後3時まで	福祉文化センター		" 13日	午後1時30分から 午後3時まで	田野公民館	
" 27日	午前10時から 午後2時まで	東温市川内公民館		" 14日	午前10時30分から 午後3時まで	丹原公民館	
" 28日	午前10時から 午前11時30分まで	東温市川内公民館		" 15日	午前10時30分から 正午まで	丹原公民館	
" 28日	午後1時30分から 午後3時まで	J A えひめ中央拝志支所		" 15日	午後1時30分から 午後3時まで	周布公民館	
" 29日	午前10時から 午後2時まで	J A えひめ中央重信支所		" 16日	午前10時30分から 正午まで	国安公民館	
" 30日	午前10時から 午後2時まで	東温市役所		" 16日	午後1時30分から 午後3時まで	三芳公民館	
9月5日	午前10時30分から 正午まで	西条市農協氷見支所	" 20日	午前10時30分から 午前11時30分まで	吉岡公民館	上島町	
" 5日	午後1時30分から 午後3時まで	西条市農協橋支所	" 20日	午後1時から 午後3時まで	壬生川公民館		
" 6日	午前10時30分から 午後3時まで	西条市農協大町支所	" 21日	午前10時30分から 午後2時まで	壬生川公民館		
" 7日	午前10時30分から 正午まで	西条市農協神戸支所	10月3日	午後0時25分から 午後0時55分まで	魚島開発センター		
" 7日	午後1時30分から 午後3時まで	西条市農協飯岡支所	" 4日	午前9時から 午前11時30分まで	生名島開発総合センター		
" 8日	午前10時30分から 午後3時まで	西条市農協中央支所	" 4日	午後1時から 午後4時まで	上島町役場		
" 9日	午前10時30分から 正午まで	西条市農協中央支所	" 5日	午前10時から 正午まで	岩城生活文化センター		
" 9日	午後2時から 午後3時まで	周農農協石根支所					

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第4号

愛媛県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県奨学資金貸与条例施行規則（昭和37年愛媛県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条」を「第13条」に改める。

第18条を削り、第17条を第18条とする。

第16条中「代る」を「代わる」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第17条とし、第12条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。

第11条中「辞退届」を「奨学生辞退届」に改め、同条を第12条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条を削り、第6条を第8条とする。

第5条第2項を削り、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

第7条 前4条に規定する場合のほか、高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に在学する者（次項において「高等学校等在学者」という。）が奨学生の出願をしたときは、教育委員会は、奨学生選考委員会の選考を経て、予算の範囲内において、奨学生の採用を決定する。

2 高等学校等在学者で奨学生でないものについて家計の状況の急変その他緊急に奨学金を必要とする事由が生じた場合において当該者から奨学生の出願があつたときは、教育委員会は、予算の範囲内において、別に定めるところにより奨学生の採用を決定する。

3 前2項の出願手続は、第3条の方法に準じる。

4 第1項及び第2項の規定により奨学生の採用を決定したときは、学校長を経て本人に通知する。

第4条第1項中「又は高等専門学校」を「、高等専門学校又は専修学校の高等課程」に改め、同条に後段として次のように加え、同条を第5条とする。

この場合において、専修学校の高等課程に進学した者にあつては、第2条に定める課程であることを証明する当該学校の学則の写しを添付しなければならない。

第3条中「第1号から第4号まで」を「各号」に改め、同条を第4条とする。

第2条中「推薦調書」を「愛媛県奨学生推薦調書」に改め、同条第1号中「又は高等専門学校」を「、高等専門学校又は専修学校の高等課程」に改め、同条第3号中「国の行なう大学入学資格検定に合格した者」を「高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）」に改め、同条第5号を削り、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（専修学校の高等課程）

第2条 条例第3条第1号に規定する教育委員会が認める課程は、工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係若しくは商業実務関係の分野に属する学科又は服飾、デザイン、写真、外国語、音楽若しくは美術に関する学科であつて、その授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められているものとする。

第1号様式中「第2条関係」を「第3条関係」に、

愛 媛 県 奨 学 生 願 書					を
				区 分	予約・在学・緊急
愛 媛 県 奨 学 生 願 書					に、
立	学校 (分校)	科	全日制・定時制 通信制・(単位制)	学年	を
立	学校 (分校)	科	全日制・定時制 通信制・(単位制)	学年	に、
				(年度第1学年入学)	

「高等専門学校」を「高等専門学校・専修学校（高等課程）」に、「入学資格検定（認定）合格年度」を「高等学校卒業程度認定試験合格年度」に、「親族」を「家族」に、

計		を
主に家計を支えている者に 印を付ける。 主に家計を支えている者(1人)の所得金額		に改める。

第2号様式中「第2条関係」を「第3条関係」に、

愛 媛 県 奨 学 生 推 薦 調 書					を
				区 分	予約・在学・緊急
愛 媛 県 奨 学 生 推 薦 調 書					に、
「職印」を「印」に、	全日制・定時制 通信制・(単位制)	学年	を	全日制・定時制 通信制・(単位制)	学年
				(年度第1学年入学)	
学習成績の認定平均値	を	学習成績の認定平均値	に、		
		中学校	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
		高等学校	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
差引額 (E - F)	を	認定所得金額 差引額 (E - F)	に、		
(人) 収入基準額		世帯人数 (人) 収入基準額			
(7) 父母以外の所得	万円	を	(7) 出願者本人分	万円	に、
(8) 出願者本人分	万円				

推 薦 所 見			を

推 薦 所 見	所見記入者氏名	

に改め、同様式(注)を同様式(注)1とし

、同様式(注)に次のように加える。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第3号様式中「第4条関係」を「第5条関係」に、

「
氏名
を
下記のとおり進学しましたのでお届けします。
」

「
氏名
生年月日 年 月 日 に、
下記のとおり進学しましたのでお届けします。
」

「
上記の者は、本校に在学していることを証明します。
年 月 日
を
」

「 [在学証明欄]
上記の者は、本校
本校の高等課程(科) に在学していることを証明します。

[専修学校の高等課程の場合] に改め、同様式(注)1中「又
本校の高等課程(科) は、別添学則の写しのとおり、愛媛県奨
学資金貸与条例施行規則(昭和37年愛媛県教育委員会規則第10号)第2条
に定める課程であることを証明します。
年 月 日
」

は高等専門学校」を「、高等専門学校又は専修学校の高等課程」に改め、同様式(注)中3を5とし、同様式(注)2中「又は高等専門学校」を「、高等専門学校又は専修学校の高等課程」に改め、同様式(注)中2を3とし、3の次に次のように加える。

4 専修学校の高等課程に進学した者にあつては、愛媛県奨学資金貸与条例施行規則第2条に定める課程であることを証明する当該学校の学則の写しを添付すること。

第3号様式(注)1の次に次のように加える。

2 在学証明欄にあつては、該当する文字を で囲むとともに、専修学校の高等課程に進学した場合は学科名を記入すること。

第4号様式中「第6条関係」を「第8条関係」に改める。

第5号様式中「第9条、第13条関係」を「第10条、第14条関係」に改める。

第6号様式中「第11条関係」を「第12条関係」に改める。

第7号様式及び第8号様式中「第12条関係」を「第13条関係」に改める。

第9号様式中「第15条関係」を「第16条関係」に改める。

第10号様式中「第16条関係」を「第17条関係」に改める。

第11号様式中「第17条関係」を「第18条関係」に改める。

第12号様式を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の愛媛県奨学資金貸与条例施行規則第7条の規定は、平成17年度以後に高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学する者について適用する。

○愛媛県教育委員会規則第5号

愛媛県社会教育主事派遣規則を廃止する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県社会教育主事派遣規則を廃止する規則

愛媛県社会教育主事派遣規則（昭和49年愛媛県教育委員会規則第11号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第6号

埋蔵文化財の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

埋蔵文化財の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

埋蔵文化財の取扱いに関する規則（平成12年愛媛県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第57条第1項」を「第92条第1項」に改める。

第3条第1項の表1の項左欄中「第57条第1項」を「第92条第1項」に改め、同表2の項同欄中「第57条の2第1項」を「第93条第1項」に、「第57条の3第1項」を「第94条第1項」に改め、同表3の項同欄中「第57条の5第1項」を「第96条第1項」に、「第57条の6第1項」を「第97条第1項」に改める。

第4条中「第63条の2第1項」を「第105条第1項」に改める。

第5条中「第99条第4項第3号」を「第184条第4項第3号」に、「第57条の5第9項」を「第96条第9項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第2号

愛媛県情報公開条例第33条第1項の規定による教育委員会が定める法人の指定（平成13年12月愛媛県教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成17年4月1日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

「第33条第1項」を「第34条第1項」に改める。

○愛媛県教育委員会告示第3号

愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成14年3月愛媛県教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成17年4月1日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

前文中「第25条第1項」を「第27条第1項」に改める。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第5号

愛媛県警察行政不服審査手続に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

愛媛県公安委員会委員長 吉 村 典 子

愛媛県警察行政不服審査手続に関する規則等の一部を改正する規則

（愛媛県警察行政不服審査手続に関する規則の一部改正）

第1条 愛媛県警察行政不服審査手続に関する規則（平成14年愛媛県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

また、この処分取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、愛媛県を被告として（訴訟において愛媛県を代表する者は愛媛県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する判決（異議申立てに対する決定）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第30号に注として次のように加える。

注 判決（決定）の取消しの訴え（取消訴訟）は、この判決（決定）の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、愛媛県を被告として（訴訟において愛媛県を代表する者は愛媛県公安委員会となります。）、提起することができます（なお、判決（決定）の通知を受けた日から6か月以内であっても、判決（決定）の日から1年を経過すると判決（決定）の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（苦情の申出の手続に関する規則施行細則の一部改正）

第2条 苦情の申出の手続に関する規則施行細則（平成13年愛媛県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第78条の2第2項」を「第79条第2項」に改める。

（愛媛県公安委員会文書管理規則の一部改正）

第3条 愛媛県公安委員会文書管理規則（平成14年愛媛県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「第78条の2」を「第79条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及

び第4項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により不在者投票のできる施設として指定したもののうち、西条市養護老人ホーム明水荘、周桑事務組合養護老人ホーム石燧園、道前福祉衛生事務組合特別養護老人ホーム道前荘及び公立周桑病院について、次のとおり名称の変更があった。

平成17年4月1日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

施設の種 類		施設の名称	所 在 地
老人ホーム	新	西条市明水荘	西条市明屋敷501 - 1
	旧	西条市養護老人ホーム明水荘	
老人ホーム	新	西条市石燧園	西条市小松町大頭甲1104
	旧	周桑事務組合養護老人ホーム石燧園	
老人ホーム	新	西条市道前荘	西条市小松町大頭甲1127 - 1
	旧	道前福祉衛生事務組合特別養護老人ホーム道前荘	
病院	新	西条市立周桑病院	西条市壬生川131
	旧	公立周桑病院	

雑 報

○愛媛海区漁業調整委員会指示第63号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業について、次のとおり指示する。

平成17年4月1日

愛媛海区漁業調整委員会
会長 佐々木 護

1 指示の内容

- (1) さわら流し網漁業については、5月1日から5月31日までの間操業を禁止する。
- (2) さごし、めじか流し網漁業については、8月1日から9月30日までの間操業を禁止する。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までとする。

附 則

この委員会指示は、平成17年4月1日から施行する。

